

PR



弁護士 菅原 仁人

弁護士Q&A

Q

〈相談者〉

性格の不一致から、夫と離婚したいと考えています。

夫との間には、3歳の子もがいますので、親権者には私になりたいと考えています。しかし、現在自分の収入が少なく、夫と離婚した後に、子どもを育てていくことに経済的な不安があります。

A

〈弁護士〉

離婚後に夫から養育費をもらえると聞いたことがありますが、いくら程度もらえるのでしょうか。

離婚後に子どもを育てる親は他方の親に対し、子どもの生活費などとして養育費を請求できます。毎月養育費の支払いが終了する時期については、子どもが成年(20歳)に達する月までとするのが一般的ですが、子どもが大学を卒業する月までとすることもあります。

養育費っていくらもらえるの？

北海道リブラ法律事務所

弁護士 菅原 仁人

月までとするのが一般的ですが、子どもが大学を卒業する月までとすることもあります。

養育費の金額は、子どもの人数や年齢、父親と母親の年収を基に計算した「算定表」と呼ばれる表を参考にして決められることが多いです。この算定表自体は、裁判所のホームページに掲載されたり、書籍にも収録されたりしています。

養育費の具体的な金額や相手方の支払いについてお悩みの方は、一度当事務所までご相談ください。



北海道リブラ法律事務所

Hokkaido Libra Law Office

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号
新札幌センタービル5階

☎011-802-4545【受付】9時～18時

ご相談の際には、お電話にてご予約下さい

<http://hokkaido-libra.com/>

